

令和3年10月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣

総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

国土交通大臣
国家公安委員会委員長

あて

静岡県議会議員 宮沢 正美

通学路の交通安全確保に関する意見書

令和3年6月、千葉県八街市で下校中の小学生の列に飲酒運転のトラックが衝突し、5名が死傷するという痛ましい事故が発生し、遺族の悲しみは察するに余りある。

これを受け、国は、教育委員会や学校、道路管理者、各都道府県警察が連携し、通学路の点検を行うとともに、実効性のある交通安全対策を実施するよう通知している。

しかし、同様の事故が発生するたびに、その防止対策の重要性が叫ばれ、通学路の防護柵等の安全施設の設置や歩道の整備等が行われてきたが、同様の惨劇は繰り返され、いまだ後を絶つことはない。

この状況について、我が国では歩行者を優先する意識が低いことがその背景にあるとも言われている。JAFが2020年に実施した調査では、歩行者が信号機のない横断歩道を渡ろうとしている場面で停止した車は、増加傾向にはあるものの、21.3%にとどまっている。また、社会経済活動の活発化のために、車の通行量が優先され、車道の複線化や拡幅が進められても、歩道は狭く防護柵等もない、歩行者にとって危険な道路がいまだに多数存在している。

次世代を担う子供たちのかけがえのない命を守るためには、社会全体が人命を尊ぶことを大前提にした視点に立ち返り、これまでの交通政策や交通安全対策を見直し、ソフトとハード両面から、歩行者ファーストの交通安全対策に取り組まなければならない。

よって国においては、通学路をはじめとした生活道路を歩く国民の安全を確保するため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 歩行者ファーストの観点に立ち、ドライバーの交通安全規範の向上や、児童生徒が自らの安全を確保するための交通安全教育の推進、社会全体で子供を見守る意識の醸成を図る施策を実施すること。
- 2 全国の事故等のデータにより、通学路における交通事故の実態と要因を科学的かつ総合的に解明して、地方自治体に提供するとともに、それに基づいた交通安全政策を推進すること。
- 3 防護柵等の安全施設や歩道の整備など、ハード整備を早急に進めるために、地方自治体への財政支援を強化すること。
- 4 アルコールインターロック装置の普及促進など、飲酒運転の根絶に向けた対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。